



始良中央地区

第7号

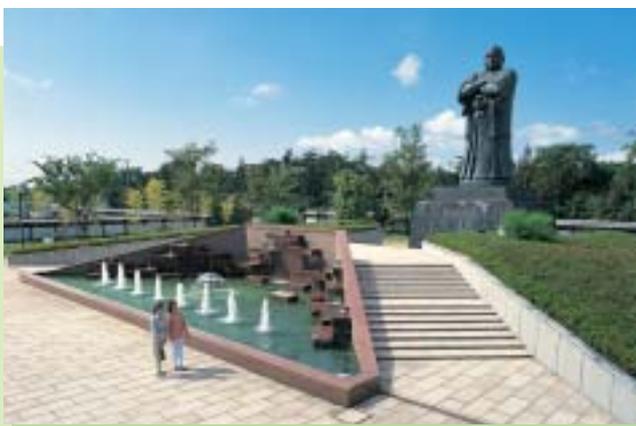
平成15年12月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **溝辺町** を紹介します



写真は、左から「鹿児島空港」と「西郷公園」です。

第12回協議会

「第3回新市名称検討小委員会」、「第6回議会議員の定数及び任期検討小委員会」の協議経過及び結果についての報告と、「広報広聴関係事業の取扱い」、「情報公開制度の取扱い」の協議及び「地方税の取扱い」、「納税関係事業の取扱い」、「窓口業務の取扱い」について提案説明がありました。

第13回協議会

「地方税の取扱い」、「納税関係事業の取扱い」、「窓口業務の取扱い」の協議及び「財産の取扱い」、「消防団の取扱い」、「消防防災関係事業の取扱い」、「環境衛生事業の取扱い」についての提案説明と、「新市まちづくり計画の原案及び概要版」についての説明がありました。

第十二回・第十三回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第十二回協議会が十一月十三日、第十三回協議会が十一月二十五日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、五つの事項について協議され承認されました。

第十二回協議会

【報告された事項】……………

報告第十二号―二 新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

新市名称検討小委員会においては、第三回の会議を開催し、新市名称の公募集計結果及び選定作業の方法等を確認し、名称候補選定に向けた作業を開始したことの報告がありました。なお、応募されました名称の概要は、次のとおりです。

- 応募数 三二八七件
- 応募総数 三六九〇件
- うち有効件数 三六九〇件
- うち無効件数 一九七件
- 応募方法別件数
- 応募用紙 三六〇一件
- はがき・封書 一八九件
- FAX 二八件
- メール 六九件

<新市名称応募一覧>(得票数順)

番号	新市名	新市名よみ	得票数
1	霧島市	きりしまし	951
2	南九州市	みなみきゅうしゅうし	315
3	国分市	こくぶし	177
4	きりしま市	きりしまし	145
5	天降市	あもりし	58
6	始良中央市	あいらちゅうおうし	43
7	始良市	あいらし	35
8	こくぶ市	こくぶし	35
9	隼人市	はやとし	31
10	天降川市	あもりがわし	28
11	溝辺市	みぞべし	28
12	舞鶴市	まいづるし	27
13	みやま市	みやまし	26
14	薩摩隼人市	さつまはやとし	25
15	新国分市	しんこくぶし	22
16	緑市	みどりし	21
17	上野原市	うえのはらし	20
18	錦江市	きんこうし	19
19	縄文市	じょうもんし	18
20	中央市	ちゅうおうし	17
21	鹿児島中央市	かごしまちゅうおうし	15
22	さつま隼人市	さつまはやとし	15
23	あいら市	あいらし	13
24	はやと市	はやとし	13
25	おはら市	おはらし	12
26	霧島国分市	きりしまこくぶし	12
27	平和市	へいわし	12
28	みやま霧島市	みやまきりしまし	12
29	桜市	さくらし	12
30	きりしま国分市	きりしまこくぶし	11
31	国分隼人市	こくぶはやとし	11
32	桜島市	さくらじまし	11
33	東鹿児島市	ひがしかごしまし	11
34	横川市	よこがわし	11
35	島津市	しまずし	10
36	まいづる市	まいづるし	10

応募名称種類	地区別応募件数	住所不明	国外
始良中央地区	三五四三件	二八件	一件
うち国分市	一一二七件		
うち溝辺町	二五六件		
うち横川町	二四七件		
うち牧園町	七〇一件		
うち霧島町	四七五件		
うち隼人町	五一七件		
うち福山町	二二〇件		
鹿児島県内	二〇〇件		
他都道府県	一一五件		
うち北海道・東北	八件		
うち関東	三〇件		
うち北陸・信越	九件		
うち東海	十一件		
うち近畿	四件		
うち四国	二件		

うち九州(県内除く) 五一件

また、応募されました新市名称のうち、得票数一〇票以上の名称は左表のとおりです。

報告第十四号―二 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

議会議員の定数及び任期検討小委員会は、第六回の会議を開催し、設置選挙、定数特例、在任特例について審議を行った結果、次のとおり意見の集約が図られたことの報告がありました。

一 次回は、原理原則である設置選挙については議題にあげず、定数特例、在任特例について集中審議を行うこと



新市名称検討小委員会の協議結果を報告する林委員長

二 議員定数(条例で定める本来の議員の定数)についても協議を行うこと

応募数10票以上を掲載しています。

【協議された事項】・・・・・・・・・・

協議第十七号 広報広聴関係事業の取扱いについて

新市において行うべき広報広聴関係事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 広報紙については、毎月発行とする。
- 二 広聴関係については、新市において調整すること
- 三 ホームページについては、新市において新たに開設すること
- 四 その他の広報業務については、新市においても、引き続き各種広報媒体を活用し、行政情報の提供に努めることとする

協議第十八号 情報公開制度の取扱いについて

新市における情報公開制度の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。

新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民参加

による公正で開かれた市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定すること

- 二 新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定すること



提案説明を行う濱崎住民部会長



【提案された事項】・・・・・・・・・・

協議第十九号 地方税の取扱いについて(国民健康保険税を除く)

新市における地方税の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。ただし、地方税法第八条の二第四項並びに第三一〇条及び第三一八条の規定により、平成十七年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く六町については、合併特例法第一〇条の規定により、平成十八年度及び平成十九年度の二年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする
- 二 法人市民税の均等割については、地方税法第三一二条第一項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率十四・七%を採用する。ただし、合併特例法第一〇条の規定により、国分市を除く六町は、平成十七年度から平成十九年度までの三年度間は現行の税率を適用する。なお、平成十六年度課税分については、現行のとおりとする

三 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、五月、七月、十二月、二月の四期とし、各月一日から同月末日までとする。ただし、十二月については一日から二十八日までとする

- 四 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、五月一日から五月三十一日までとする
- 五 たばこ税の税率については、現行のとおりとする
- 六 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする
- 七 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、合併後の平成十七年度課税分から適用する。ただし、平成十六年度課税分については、現行のとおりとする
- 八 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第二〇号 納税関係事業の取扱いについて

新市における納税関係事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成十七年度から廃止すること
 - 二 納税組合については、合併後の平成十七年度から廃止すること
- 以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



協議会における審議状況

- 一 窓口業務については、住民サービス

協議第二二〇号 窓口業務の取扱いについて

- 一 新市における窓口業務の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。
 - 二 印鑑登録証(住民カード含む)については、様式を合併時までに定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とすること
 - 三 自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討すること
- 以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

第十二回協議会

【協議された事項】……………

協議第十九号 地方税の取扱いについて(国民健康保険税を除く)

新市における地方税の取扱いについては、前回第十二回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第二〇号 納税関係事業の取扱いについて

新市における納税関係事業の取扱いについては、前回第十二回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第二二一号 窓口業務の取扱いについて

新市における窓口業務の取扱いについては、前回第十二回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

【提案された事項】……………

協議第二二二号 財産の取扱いについて

新市における財産の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一市六町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

公有財産	
土地	35,446,274㎡
建物	730,602㎡
有価証券及び出資金等	
	754,484,000円
基金	
	18,351,434,000円
債務	
地方債	82,573,237,000円
債務負担	2,497,083,000円

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました



提案説明を行う長崎財政部会長

協議第二二三号 消防団の取扱いについて

新市における消防団の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 一市六町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐこと
- 二 新市の消防団は七団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併後四年以内に組織形態及び定員などの見直しを行うこと
- 三 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一すること

四 消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐこと

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第二十四号 消防防災関係事業の取扱いについて

新市における消防防災関係事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

- 一 新市に防災会議及び水防協議会をおき、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定すること
- 二 災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制と整合性を図り、合併までに調整すること

三 防災行政無線については、次のとおりとすること

- (一) 同報系は、現行のとおり新市に引き継ぐ。未整備地区にも災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討すること

(二) 移動系は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討すること

四 新市において速やかに、周辺市町及び関係機関と、災害相互応援協定を締結すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



提案説明を行う西重住民副部会長

協議第二十五号 環境衛生事業の取扱いについて

新市における環境衛生事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 ダイオキシシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする

二 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整すること

三 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整すること

四 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする

五 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整すること

六 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。また、処理計画(実施計画)については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整すること

七 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討すること

八 容器包装リサイクル法関連の資源ごみの収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については、新市において協議すること

九 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする

十 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整すること

十一 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結すること

十二 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

新市まちづくり計画(原案)及び新市まちづくり計画(概要版)について

始良中央地区一市六町の合併を想定して、新市の基本理念や将来像、財政計画などを取りまとめた「新市まちづくり計画(原案)」の作成が終わり、合併協議会へ内容説明が行われました。

また、原案を要約した「新市まちづくり計画(概要版)」についても、その内容についての説明が行われました。これは、一市六町の住民の皆様へ併の是非を判断していただくための材料として、必要な情報を提供するために作成されたもので、今後各世帯へ配布され、各市町において説明会も開催される予定です。

始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済: 協議会の会議において承認済み

提案中: 協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議: 協議項目として未提案

平成15年11月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程

第14回協議会	12 / 11 (木)	第15回協議会	12 / 25 (木)
第16回協議会	1 / 15 (木)	第17回協議会	1 / 29 (木)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号
国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940